

市の相談窓口

人権相談

20(火)13時30分～16時(受付15時30分まで)
市役所4階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

15(木)13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

7(水)・21(水)13時30分～15時30分
※電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

6(火)・13(火)・20(火)10時～15時 市役所1階
【女性限定】
15(木)10時～15時 花川南コミセン2階
27(火)は「女性相談サロン」開設(詳細はP14)
※お困りの方に生理用品をお渡しします
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

子ども・ひとり親相談

平日 9時～17時(受付16時まで)
子ども相談センター(市役所2階) ☎72・3195

住民よろず相談

火曜 13時～16時(受付15時まで)
りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220
毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・金曜 10時～16時(受付15時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日 10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日 9時～17時
南地域包括支援センター ☎73・2221
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
北地域包括支援センター ☎75・6100
厚田区 ☎78・1030
浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談 ※窓口相談のみ

平日 8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生
☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時
ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

相続・遺言、不動産(空き家問題など)、

その他無料法務相談
28(水)13時～15時 花川北コミセン
行政書士池田法務事務所
☎72・3558(電話予約可)

パブリックコメントの結果

【いしかり生きものかけはしび

ジョン(石狩市生物多様性地域戦略)の策定について

意見の募集期間 11月1日～30日

意見の提出状況 提出者7人、

意見などの件数85件

意見の検討結果 採用15件、不

採用5件、不採用7件、記載済

4件、参考1件、その他53件

問合せ 自然保護課 ☎72・3269

【石狩市教育委員会の保管する
アイヌ遺骨等の取扱方針の策
定について】

意見の募集期間 12月1日～

1月4日

意見の提出状況 提出者1人、

意見などの件数4件

意見の検討結果 採用0件、不
採用3件、記載済0件、参考0
件、その他1件

問合せ 文化財課 ☎62・3711

【家庭ごみ収集日の変更について】

意見の募集期間 12月1日～

1月4日

意見の提出状況 提出者6人、

意見などの件数7件

意見の検討結果 採用0件、不

採用2件、記載済0件、参考0

件、その他5件

問合せ ごみリサイクル課

☎72・3126

【石狩市健康づくり計画(第三
次)の策定について】

意見の募集期間 12月1日～

1月4日

意見の提出状況 提出者1人、

意見などの件数1件

意見の検討結果 採用0件、不

採用0件、記載済0件、参考1

件、その他0件

問合せ 保健推進課 ☎72・6124

【石狩浜アクションプランの策定
について】

意見の募集期間 12月1日～

1月4日

意見の提出状況 提出者3人、

意見などの件数76件

意見の検討結果 採用9件、

一部採用9件、不採用11件、記載

済7件、参考0件、その他40件

問合せ 自然保護課 ☎72・3269

【石狩市地域未来投資促進条例
の部改正について】

意見の募集期間 12月1日～

1月4日

令和6年能登半島地震災害義援金の募金箱を設置しています

1/1に発生した令和6年能登半島地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

市では被災者の方々を支援するため、義援金の募金箱を設置しています。 ☎ 総務課 ☎72・3149

■設置施設

- 市役所(花川北6・1) ●厚田支所(厚田45・5)
- 浜益支所(浜益2・3) ●りんくる(花川北6・1)
- 市民図書館(花川北7・1)
- 花川北コミセン(花川北3・2)
- 花川南コミセン(花川南6・5)
- 八幡コミセン(八幡2・332)
- B&G海洋センター(花畔337・4)
- サン・ビレッジいしかり(新港中央1・701)



▲市HP

※義援金は日本赤十字社に送られ、被災者の生活再建に役立てられます
※領収書の発行を希望する方は、事前に(福)石狩市社会福祉協議会
☎72・8181にお問い合わせください

意見の提出状況 提出者1人、
意見などの件数6件

意見の検討結果 採用0件、不

採用1件、記載済0件、参考0

件、その他5件
問合せ 企業連携推進課
☎72・3158

非課税世帯などへの 物価高騰重点支援給付金

支給額 1世帯当たり
7万円

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対し、1世帯当たり7万円を支給します。

対象 次の全ての要件にあてはまる世帯が支給対象です。

- R5/12/1(基準日)時点で、石狩市に住民登録があること
- 世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税であること。ただし、次のいずれかに該当する世帯を除きます
 - ① 令和5年度住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯
 - ② 住民税課税となる所得があるのに未申告である方を含む世帯
 - ③ 租税条約による住民税の減免を届け出ている方を含む世帯
 - ④ 本市または他市町村で同様の給付金を受給している方を含む世帯

※国の方針により、①の世帯は今回の支給対象にはなりません。そのため昨年3万円の物価高騰重点支援給付金を受給していても、今回の支給対象にならない場合があります

申込方法 1/30(火)から送付する「支給要件確認書」に必要事項を記入し、その他必要書類と一緒に同封の返信用封筒で返送してください。

※R5/1/2以降に転入した方がいるなど、別途申請が必要な場合があります。詳細は市HPでご確認ください

申込期限 4/30(火)
申込・問合せ 福祉総務課
(〒061-3292 花川北6・1・30・2)
☎72・3086



▲市HP

後期高齢者医療制度 高額介護合算療養費

同一世帯の被保険者が、1年間(8/1～翌年7/31)に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額を合算して基準額(世帯の限度額)を超えた場合、申請により、その超えた額が支給されます。対象者には3月～4月ごろお知らせを郵送します。※新たに後期高齢者医療制度に加入した方、道外から転入した方などにはお知らせできない場合があります

- 医療費または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象外
- 基準額を超える額が500円以下の場合には支給されません

令和4年度分(R4/8/1～R5/7/31)の基準額

負担割合	区分	基準額(世帯の限度額)	
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】 212万円	
		【課税所得380万円以上】 141万円	
		【課税所得145万円以上】 67万円	
2割	一定以上所得者	56万円	
1割	一般		
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ ※1	31万円
		区分Ⅰ ※2	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅱに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除)、または老齢福祉年金を受給している方

申込方法 国民健康保険課(〒061-3292 市役所1階9番窓口)へ持参または郵送
問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011・290・5601
国民健康保険課 ☎72・3125